

平成 2 9 年度第 2 回宗像市都市計画審議会

＜第 5 号議案＞

福岡広域都市計画地区計画の決定

野坂地区

(宗像市決定)

平成 2 9 年 7 月 2 4 日 (月)

宗像市役所 第 2 委員会室

福岡広域都市計画総括図（宗像市）
地区計画の決定



都市計画法 凡例				
種別	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)
第1種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第2種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第1種中高層住居専用地域	1m			
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
準工業地域				
近隣商業地域				
商業地域				
市街化区域及び市街化調整区域境界				
地区計画区域境界				
都市計画区域境界				
用途地域境界				
都市計画道路				
都市計画公園				
準防火地域				
処理場				
ポンプ場				
汚物処理場				
火葬場				
ごみ処理場				

凡例

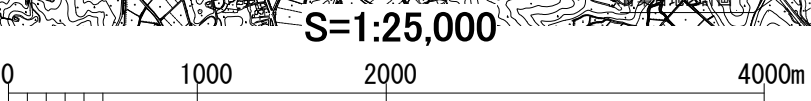
容積率
建ぺい率

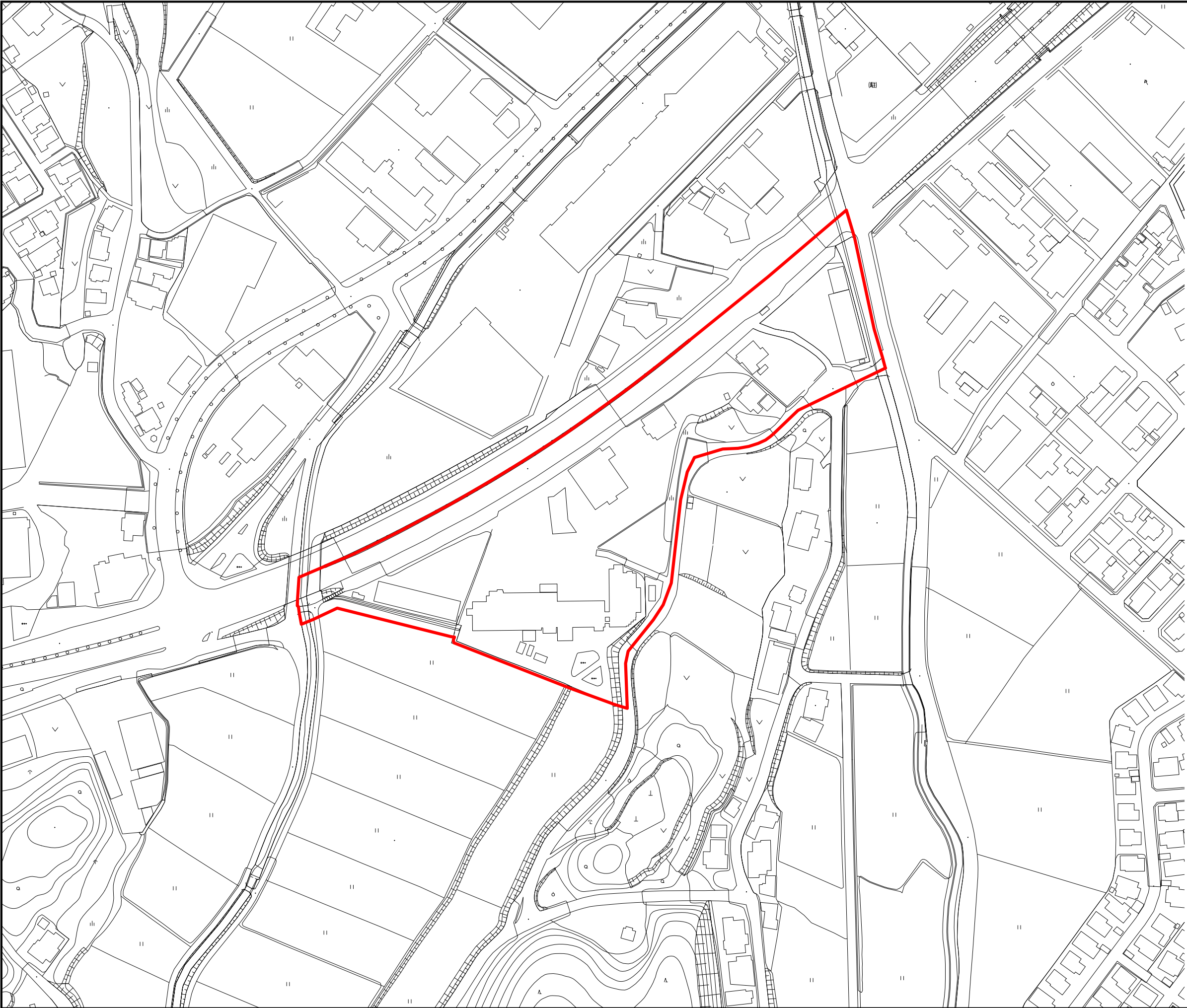
※地区計画区域については、別途制限があります。

自然公園法凡例

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

この図面は総括図(縮尺1/25,000)を一部加工したものです。

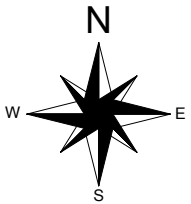




福岡広域都市計画計画図

地区計画の決定

野坂地区地区計画



凡 例



地区計画区域
(地区整備計画区域)

縮尺 S=1:2,000

0 50 100m

福岡広域都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画野坂地区地区計画を次のように決定する。

名 称		野坂地区地区計画
位 置		宗像市野坂の一部
面 積		約 2. 6 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、ＪＲ東郷駅から南東に約 3. 4 キロメートル、ＪＲ赤間駅から南に約 2. 3 キロメートルの国道 3 号沿いに位置し、医療施設及び商業施設が立地する地区である。また、第 2 次宗像市都市計画マスタープランでは「沿道商業地」と位置づけており、その周辺には店舗など商業流通関連施設が集積立地している。 今後、既存の医療施設の維持・充実を図るとともに、沿道商業地への過度な集積を抑制し、中心拠点等との役割分担に配慮した土地利用を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	大規模集客施設の立地の抑制など中心拠点等との適切な役割分担に配慮し、地域医療及び沿道商業地として計画的な土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、医療施設として良好な環境の維持、保全及び沿道商業地としての適切な施設の集積を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 3 ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 8 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
備 考			用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり

野坂地区地区計画の決定理由（宗像市決定）

本地区は、ＪＲ東郷駅から南東に約３．４キロメートル、ＪＲ赤間駅から南に約２．３キロメートルの国道３号沿いに位置し、医療施設及び商業施設が立地する地区である。また、第２次宗像市都市計画マスタープランでは「沿道商業地」と位置づけており、中心商業地との適切な役割分担を図ったうえで、周辺環境との調和に配慮した商業機能の立地を許容するとしている。

今後、既存の医療施設の良い環境の維持、保全を行うとともに、沿道商業地としての適切な施設の集積を図るため地区計画を定めるものである。